



9月24日(木)、人権相談・行政相談・心配ごと相談の合同相談所を、日高町保健福祉総合センター12階会議室で午後1時から4時まで開設します。

相談は無料で、秘密は固く守られますので、お気軽にご利用ください。

相談員は、社会福祉協議会会長・副会長、民生児童委員、人権擁護委員、行政相談委員の方々とです。

詳しくは、日高町社会福祉協議会(☎63・2751)まで。

人権相談・行政相談・心配ごと相談合同相談所 開設のお知らせ



住民福祉課 お知らせ

お問い合わせは、
(☎63・3800)まで。

日高郡の自治体と御坊市で、共同の消費相談窓口、日高地域消費生活相談窓口と巡回相談窓口を開設しています。

専門の相談員が消費生活に関する相談を受け付けます。「事業者との契約トラブル」など、「おかしいな」と思った時はすぐに消費生活相談窓口にご相談ください。

●日高地域消費生活相談窓口 (御坊市)
日時：平日(年末年始を除く)
午前9時～午後5時
場所：御坊市役所一階
☎52・5288

●巡回相談窓口(日高町)
日時：毎月第2・第4火曜日
(祝日・年末年始を除く)
午後1時～午後3時
場所：日高町役場一階
☎63・3800
(住民福祉課)

**日高地域消費生活相談窓口
巡回相談窓口
開設のお知らせ**

紀勢本線を利用しよう

電車は、子どもから高齢の方まで誰もが利用しやすく、特に車を運転しない人にとってはなくてはならない大切な交通手段です。



しかし、近年道路交通網の進展により、紀勢本線の乗降客数は年々減少しています。生活基盤であることはもとより、地域振興や産業振興にとっても欠かせない紀勢本線を、地域で支えることも必要です。私たち地域の鉄道を守るためにも、旅行などお出かけの際には、

- ☆ 安全性が高い
- ☆ 地球環境への影響が少ない
- ☆ 渋滞なしで時間に正確

といった利点の多い電車を、ぜひご利用ください。

【紀勢本線活性化促進協議会】

仕事のご依頼を お待ちしております！

センターには、永年の職業を通じて豊かな経験と能力をもつ高齢者の方々が会員として登録されており、多岐にわたる仕事が可能です。



仕事のご依頼のほか、会員への登録についてなど、詳しいお問い合わせ、お申込みは下記連絡先までお願いします。

〒649-1212 日高町大字小中1308番地
(ふれあいセンター内)
月曜～金曜 9:00～16:00(祝日除く)

日高町シルバー人材センター

☎70・0385

E-mail:hidakacho.sjc@za.ztv.ne.jp



75歳以上の方のお出かけを応援します

高齢者
外出支援事業

町では、高齢者の方が元気に安心して、買い物や通院などをしていただけるよう、バス・タクシー利用料金の一部を助成しています。是非ご利用ください。

助成額および有効期限

- ①お一人につき、1冊目は年間1万2000円分を助成券で交付します。
- ②2冊目以降は同様のものを、1万円で販売します。
- ③利用者証および助成券の有効期限は、交付した日から令和3年3月末までです。



対象者

- 町内に住民登録を有する75歳以上の方(昭和21年4月1日以前に生まれた方)



ご利用方法

- ①利用されるご本人が、利用料金のお支払いの際に「利用者証」を乗務員に提示のうえ、助成券をお渡してください。
- ②利用できるバス、タクシーは、下表の事業者です。

■タクシー会社

御坊第一交通	☎22・3366
川上タクシー	☎24・0200
中紀河南タクシー	☎24・1001
港タクシー	☎65・3100

愛あいケアタクシー	☎20・1090
印南交通	☎42・0105
南部タクシー	☎0739・72・2133
介護タクシーふくしん	☎20・5272

■バス会社

御坊南海バス	☎22・1020
--------	----------

中紀バス	☎65・2222
------	----------

野焼きは法律で
禁止されています

「近所でごみを燃やしていて、煙で困っている」、「ごみの焼却で灰や燃えかすが、田んぼに入って困る」などの苦情が多く寄せられています。

家庭でのごみの焼却は、近隣の人に迷惑を掛けるだけでなく、ダイオキシン類発生や火災の危険など、さまざまな問題となっています。

ドラム缶・ブロック囲い・素ぼりの穴を利用したものや、法で定められた構造基準を満たしていない焼却炉などによる焼却は、法律で禁止されています。

家庭ごみは焼却せずに、決められた収集日に分別して出してください。

農林漁業を営むためのやむを得ない焼却などは、法律で例外的に認められていますが、焼却量や時間帯、風向きなどを考慮しましょう。

